

○ 産業教育振興法 （昭和26年6月11日 法律第228号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もって経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。

（昭二七法三〇四・昭三六法一四五・平一〇法一〇一・一部改正）

（国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によって産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

（実験実習により生ずる収益）

第四条 地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によって収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第五条 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

（教科用図書）

第六条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第七条 削除

第八条 削除

第九条 削除

第十条 削除

第二章 地方産業教育審議会

（設置）

第十一条 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

（所掌事務）

第十二条 地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該

都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員)

第十三条 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあっては知事の意見を、市町村の教育委員会にあっては市町村長の意見を聴かなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

6 委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定める。

(教育委員会規則への委任)

第十四条 地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2 前項の規則の制定に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第三章 国の補助

第一節 公立学校

(国の補助)

第十五条 国は、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条において「公立大学法人」という。）が設置する学校を含む。次項において同じ。）の設置者が次に掲げる施設又は設備であって、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

一 中学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備

二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設

三 中学校における職業指導のための施設又は設備

四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備

2 前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する次に掲げる経費の全部又は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

一 国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行う高等学校、短期大学又は高等専門学校で、文部科学大臣が高等学校にあっては都道府県の教育委員会の推薦に基づいて、短期大学又は高等専門学校にあってはその設置者の申請により指定するものが当該教育を行うために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費

二 地方の産業教育及びこれに関する研究の中心施設として文部科学大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基づいて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費

三 産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費

四 その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費

（短期の産業教育）

第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校（公立大学法人が設置する中学校又は高等学校を含む。以下この条において同じ。）が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

（補助金の返還等）

第十七条 文部科学大臣は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

- 一 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の報告によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（政令への委任）

第十八条 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 私立学校

（私立学校に関する補助）

第十九条 私立学校に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「中学校」とあるのは「中学校又は高等学校」と、同項第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により国が私立学校の設置者に対し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定の適用があるものとする。

附 則 （略）

○ 滋賀県産業教育審議会設置条例 （昭和 60 年 12 月 24 日 滋賀県条例第 45 号）

滋賀県産業教育審議会設置条例をここに公布する。

滋賀県産業教育審議会設置条例

（設置）

第 1 条 産業教育振興法(昭和 26 年法律第 228 号)第 11 条の規定に基づき、滋賀県教育委員会に、滋賀県産業教育審議会を置く。

（委員の定数）

第 2 条 滋賀県産業教育審議会の委員の定数は、10 人とする。

付 則 （略）

○ 滋賀県産業教育審議会規則 （昭和 26 年 8 月 31 日 滋賀県教育委員会規則第 5 号）

産業教育振興法(昭和 26 年法律第 228 号)第 14 条の規定に基づき、滋賀県産業教育審議会規則を次のように制定する。

滋賀県産業教育審議会規則

第 1 条 滋賀県産業教育審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭 61 教委規則 1・全改）

第 2 条 審議会に会長および副会長各 1 名を置く。

2 会長および副会長は委員の互選による。

3 会長および副会長の任期は委員の在任期間とする。

4 会長は審議会の会務を総理し、会議の議長となる。副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

第 3 条 会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

第 4 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは議長が決する。

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査研究させるために、必要に応じ専門委員を置くことができる。

（昭 39 教委規則 8・追加）

第 6 条 審議会の庶務は滋賀県教育委員会事務局において処理する。

（昭 39 教委規則 8・旧第 5 条繰下）

第 7 条 この規則に定めるものを除く外、必要な事項は審議会において定める。

（昭 39 教委規則 8・旧第 6 条繰下）

付 則 （略）

附属機関の会議の公開等に関する指針

第 1 趣 旨

この指針は、附属機関の設置および運営に関する取扱要領（以下「要領」という。）第 6 の規定に基づき、県民に対して附属機関における審議の状況を明らかにすることにより、県の政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るため、附属機関の会議の公開等に関する基本的な事項について定めるものとする。

第 2 公開または非公開の決定

- (1) 附属機関の会議は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開または非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第 3 会議の開催の周知

附属機関は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）に、県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および各合同庁舎行政情報コーナーでの掲示ならびにインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 附属機関の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする理由を含む。）
- オ 傍聴者の定員
- カ 傍聴の手続
- キ 議事録等の公表の時期および方法
- ク 問い合わせ先

第 4 公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。
- (2) 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(3) 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。

ア 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席および報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選または先着順により傍聴を認める者を決定するものとする。

イ 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めること。

(4) 公開した会議の結果については、議事録または会議概要を作成し、会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するものとする。

また、インターネット上のホームページへの掲載等により、県民に対して積極的な情報提供を行うよう努めるものとする。

(5) 非公開とした会議についても、公開した会議に準じて、会議終了後、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

第5 会議開催状況の取りまとめおよび公表

附属機関は、前年度における会議の開催状況について、毎年4月30日までに取りまとめ、県民情報室において閲覧に供するものとする。

第6 その他

(1) 地方機関を単位として設置される附属機関については、この指針の定めに準じて、当該地方機関において会議の公開等を行うものとする。

(2) 附属機関の会議の公開等について県民から意見の申出があった場合は、当該附属機関の事務局を所管する課等において適切に対応するものとする。

(3) この指針の運用について必要な事項は、別に定める。

滋賀県産業教育審議会 会議傍聴要領

滋賀県産業教育審議会

滋賀県産業教育審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1)傍聴を希望される方は、所定の時刻までに直接会場前の受付へお越しください。
- (2)定員を超える場合は、抽選を行い傍聴者を決定します。
- (3)傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴を受け付けます。
- (4)傍聴者は、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1)会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2)飲食、喫煙等をしないこと。
- (3)会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4)非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに退席すること。
- (5)その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1)2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2)遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

第26期 滋賀県産業教育審議会委員名簿

任期 自：令和8年7月7日 至：令和10年7月6日（2年間）

区分		氏名	現職等
産業教育に関し学識経験のある者	学識経験者	おおた ともみ 太田 智美	滋賀大学データサイエンス学部 講師
		かたやま ひろき 片山 弘紀	びわこ学院大学短期大学部 教授
		ふるかわ ちえ 古川 智恵	聖泉大学看護学部 学部長 教授
		もり たらう 森 太郎	滋賀大学教育学部 教授
		もりした あおい 森下 あおい	滋賀県立大学 副学長 教育・学生支援担当理事 人間文化学部 教授
	産業関係者	いもと みゆ 井本 望夢	合同会社mitei 代表社員
		きたがわ ゆうじ 北川 雄士	株式会社いろあわせ 代表取締役
		ふなこし ひでゆき 船越 英之	滋賀県産業支援プラザ 経営支援部副部長兼経営戦略支援課 課長
	学校関係者	きむら ひろこ 木村 弘子	草津市立新堂中学校 校長
	※ 行政関係者	いしだ かよこ 石田 佳代子	滋賀県商工労働部商工政策課 課長

※関係行政機関の職員

委員名簿については、区分ごとに五十音順で整理しています。